

「指定通所介護」
湯々館デイサービスセンター
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第 2873100461 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。
要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 盛幸会
- (2) 法人所在地 兵庫県川西市西多田字平井田筋5番地
- (3) 電話番号 (072)793—2727
- (4) 代表者氏名 理事長 吉川 渉
- (5) 設立年月 平成11年7月

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定通所介護事業所（平成12年12月1日指定）
兵庫県 第2873100461号

※当事業所は特別養護老人ホーム湯々館に併設されています。

(2) 事業所の目的

介護保険法等関連法令に基づき、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者に対し通所により入浴・食事の提供、機能訓練、口腔機能向上、介護方法の指導、その他の便宜を供与することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 湯々館デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 兵庫県川西市西多田字平井田筋5番地
- (5) 電話番号 直通 (072) 793—3949
- (6) 事業所長（管理者）氏名 小野 誠一

(7) 当事業所の運営方針

利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして運営します。

(8) 開設年月 平成 13 年 1 月

(9) 利用定員 60 人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 川西市の区域、但し久代は除く、猪名川町の一部（肝川字垣内道上・白金・松尾台）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土（年末年始 12/30～1/3 は休業）
受付時間	8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間	9 時～17 時

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1 名	1 名
2. 介護職員	10 名	80 時間
3. 生活相談員	1 名	1 名
4. 看護職員	1 名	1 名
5. 機能訓練指導員	2 名	2 名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8：30～17：30
2. 看護職員	勤務時間 8：30～17：30 ☆原則として 1 名の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	勤務時間 8：30～17：30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条、第6条、第8条参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分（通常9割又は8割又は7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

ご契約者の排泄の介助を行います。

③ 個別機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づき、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 口腔機能向上

口腔機能の低下がみられる又はおそれのある場合に口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づきサービスを提供します。

⑤ 送迎

リフト付き車両により送迎を行います。車椅子ご使用の方も通所サービスを利用することができます。

<償還払いについて>

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、御契約者の要介護度に応じて異なります。）

サービス利用料金【基本単価】 大規模型通所介護費（Ⅱ）
（前年度の月平均利用者数 901 人～）

所用時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 6,343 円	要介護 2 7,482 円	要介護 3 8,673 円	要介護 4 9,885 円	要介護 5 11,066 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,708 円	6,733 円	7,805 円	8,896 円	9,959 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	約 635 円 ／回	約 749 円 ／回	約 868 円 ／回	約 989 円 ／回	約 1,107 円 ／回

※ 基本的機能訓練・送迎が、基本単価に包括されています

下記のサービスを利用される場合には、上記料金に下記料金が加算されます。

- 入浴介助加算（Ⅰ） 418 円（自己負担額 約 42 円）／回
- 入浴介助加算（Ⅱ） 574 円（自己負担額 約 58 円）／回
- 個別機能訓練加算Ⅰイ 585 円（自己負担額 約 59 円）／回
- 個別機能訓練加算Ⅰロ 794 円（自己負担額 約 80 円）／回
- 個別機能訓練加算Ⅱ 209 円（自己負担額 約 21 円）／回
- 口腔機能向上加算（Ⅰ） 1567 円（自己負担額 約 157 円）／回（月 2 回まで）
- 口腔機能向上加算（Ⅱ） 1672 円（自己負担額 約 168 円）／回
- 中重度者ケア体制加算 470 円（自己負担額 約 47 円）／回
- 同一建物送迎減算 -982 円（自己負担額 約 -99 円）／日
- 送迎を行なわなかった場合の減算 -491 円（自己負担額 約 -50 円）／片道
- 科学的介護推進体制加算 418 円（自己負担額 約 42 円）／月
- サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 229 円（自己負担額 約 23 円）／回
介護福祉士が 70%以上配置されている。
勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上のいずれかに該当すること。
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 188 円（自己負担額 約 19 円）／回
介護福祉士が 50%以上配置されている。
- サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 62 円（自己負担額 約 7 円）／回
介護福祉士が 40%以上配置されている。
勤続 7 年以上 30%以上のいずれかに該当すること。
- サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）及びサービス提供体制強化加算Ⅲに付きましては、基準を満たした場合に、いずれか一つを加算させていただきます。
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 合計利用単位数／月に 9.2%（加算率）を乗じた単位数。

感染症または災害を理由とする通所介護などの介護報酬 3%加算・規模区分特例。
※ 1 円未満の端数処理の計算上金額には誤差が生じることがあります。

一定以上の所得のある方は、
負担割合が2割又は3割になります。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス（契約書第5条、第6条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供（昼食費） 12：00～13：00

料金：1回あたり800円（ご契約者に提供する食事にかかる費用です。）

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。（身体状況に合わせた食事介助
を行います）

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則とし
ています。

②レクリエーション・クラブ活動

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくこと
ができます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いた
だくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代：紙おむつ 100円

紙パンツ 100円

尿とりパッド 50円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する
ことがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について、変更
を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用月の翌月10日～15日に請求書
を発行いたしますので、郵便局の自動引き落とし（19日までに入金）、現金もしくは
は銀行振込にてお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用日を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 当日 及び 前日の 17:00 以降の連絡による利用中止につきましては、キャンセル料として 800 円（食事料金）を後日請求させていただきます。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

※ 1か月まったくご利用いただけない場合には、一旦、ご利用の曜日登録は外させていただきます。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

湯々館 事務所 代表 (072) 793-2727

デイサービスセンター 直通 (072) 793-3949 生活相談員 中田 久代

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30（年末年始 12/30～1/3 を除く）

また、苦情受付ボックスを1階事務所の受付に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

川西市役所 介護保険課	所在地 川西市中央町 12-1 電話番号 (072) 740-1149 受付時間 9:00～17:00（月～金）
国民健康保険 団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号 電話番号 (078) 332-5617 F A X (078) 332-5650 受付時間 9:00～17:15（月～金）

年 月 日

指定通所介護サービス・指定介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

湯々館デイサービスセンター

生活相談員

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス・指定介護予防通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者） 住所

氏名

印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス・指定介護予防通所介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名

印

（契約者との関係）

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階

(2) 建物の延べ床面積

6,502.79 m²

(3) 利用定員

特別養護老人ホーム	98名
ショートステイ	12名
ケアハウス	22名
デイサービス	60名

(4) 施設の設備

食堂兼デイルーム 日常動作訓練室
相談室・事務室
休養室
特殊浴室
一般浴室

(5) 事業所の周辺環境

阪急バス「湯山台中央」バス停より北に徒歩2分程度の位置にあり、阪急「川西能勢口」からの所要時間が約15分と、比較的利便性の高い場所でありながら、緑に囲まれた大変静かな環境です。

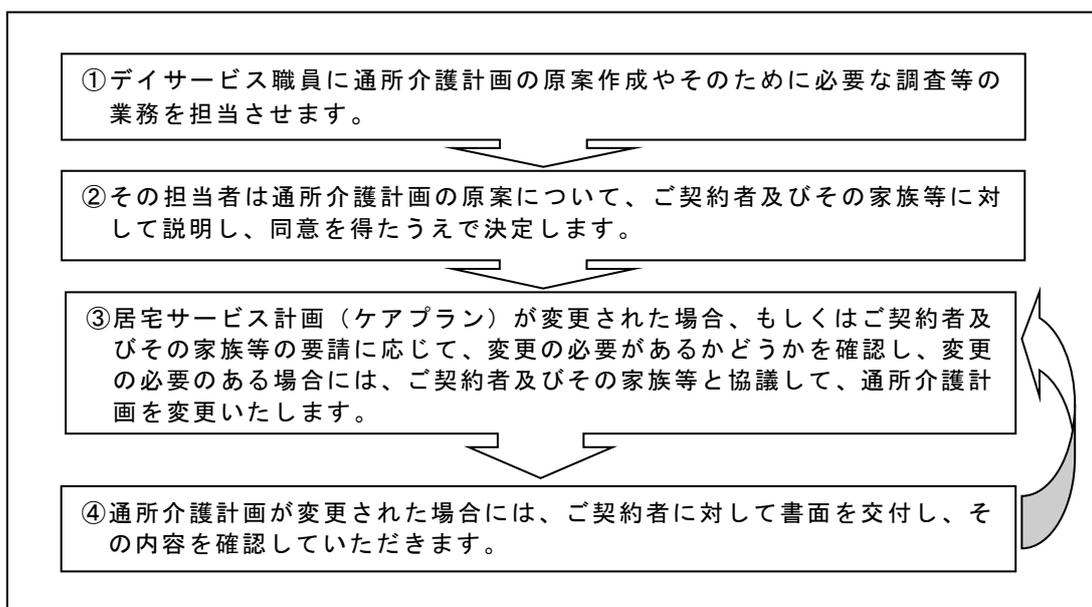
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- | | |
|---------|---|
| 介護職員 | …ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 |
| 生活相談員 | …ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。 |
| 看護職員 | …主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。
1名の看護職員を配置しています。 |
| 機能訓練指導員 | …ご契約者の機能訓練を担当します。
2名の機能訓練指導員を配置しています。 |

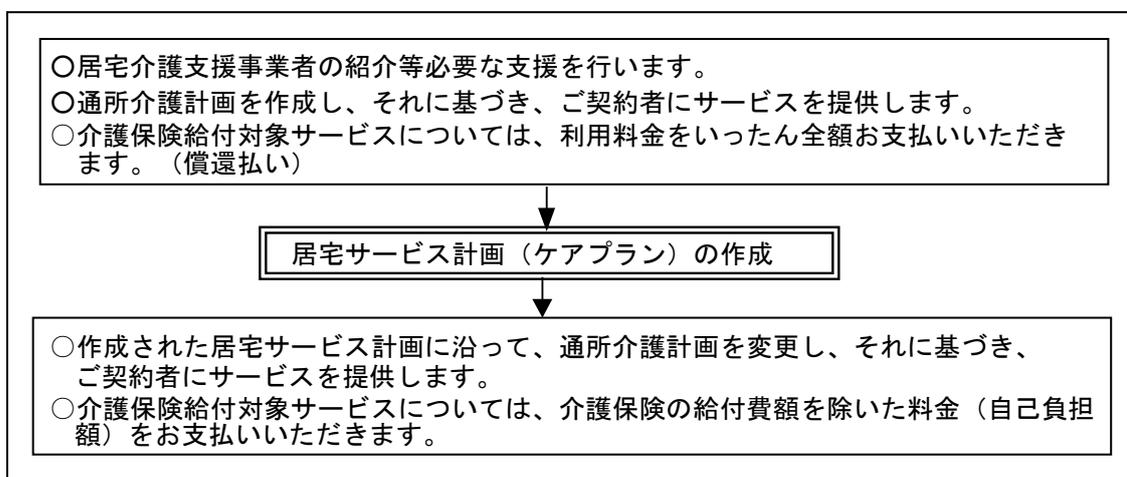
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画」(ケアプラン)がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

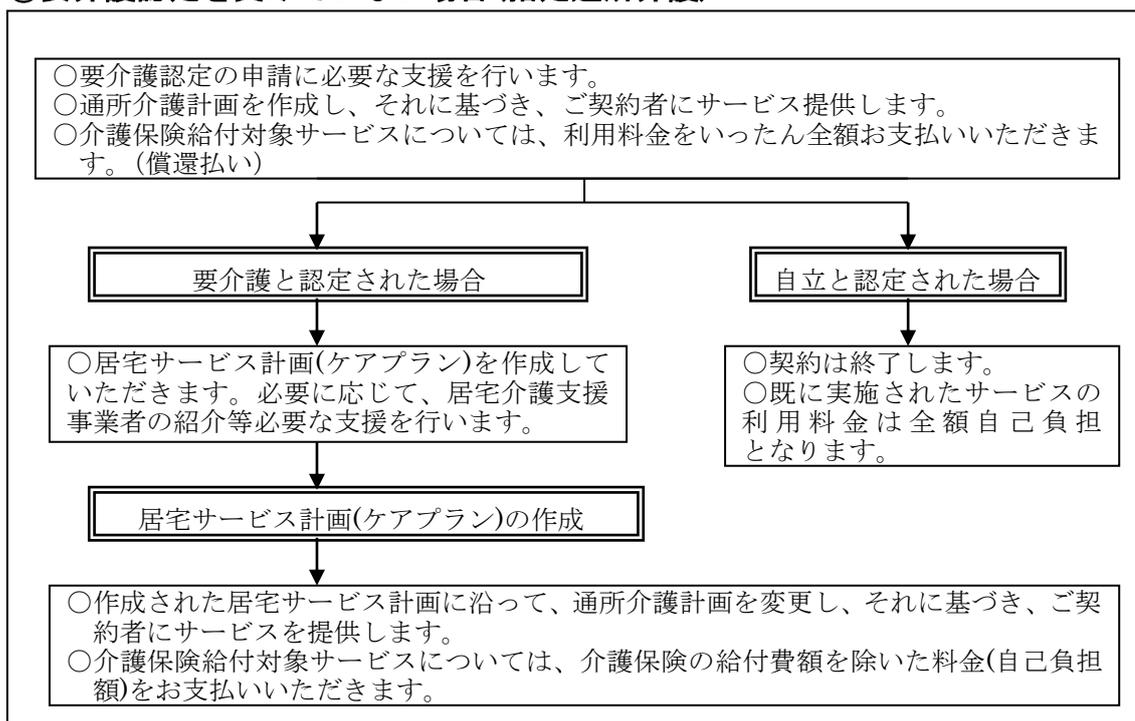


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合(指定通所介護)



②要介護認定を受けていない場合(指定通所介護)



4. サービス提供における事業者の義務(契約書第9条、第10条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
 - ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
 - ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 所定の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(3) 飲酒をされている場合には、デイサービスのご利用をお断りさせていただきます。

(4) 入浴に際して以下のような場合には、当日の入浴を中止させていただきます。

- ①入浴前の検温で体温が 37℃を超える方
- ②最高血圧が 170 を超える方
- ③利用当日に転倒されている方

6. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 15 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画」・「介護予防サービス計画」（ケアプラン）が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービス・介護予防通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者の意向により 2 ヶ月間利用がないか、または利用する意思が見受けられないと判断した場合（利用がなく 1 ヶ月経過すれば自動的に休止とみなし、曜日の登録から外すこととする）

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。